

## 「山口海物語」製品認定申請要領

### 1 認定申請製品

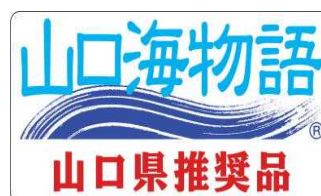
県内で製造された水産加工品（品目毎の定める認定基準に適合するもの）

（対象品目）

ねり製品、うに製品、めんたいこ製品、ふぐ加工品、素干し品、塩干品、煮干し品、みりん干し、海藻加工品、鯨製品、あんこう製品、くるまえび製品

### 2 認定申請者

県内に所在する水産加工品の製造業者



### 3 認定申請点数

認定申請点数は自由とする。

### 4 認定申請手続き

認定申請者は、認定申請書（「山口海物語」運用マニュアルに示す様式による）に次の書類を添付し、平成23年1月24日（月）【必着】までに、下記に提出すること。

①チェックリスト（「山口海物語」運用マニュアルに示す様式による）

②表示事項の記載されたラベル（容器に印刷されたものについては、その部分を切り取ったもので足りる。）

③腸炎ビブリオ最確数100/g以下（アルカリペプトン水、TCBS寒天培地法）であることを証明する書類（飲食に供する際に加熱を要しないものに限る。なお、「ねり製品」については添付不要。）

保健所で検査可能。自社検査でも可。腸炎ビブリオ陰性を証明する書類でも可。

④表彰歴を要件としている場合は、表彰状の写しなど表彰歴を証明するもの。

⑤「食品表示責任者」の設置を証明する書類（山口県食の安心・安全推進条例に基づく、食品表示責任者養成講習会受講済証の写し）

※ ⑤については、受講済の事業者に限る。（H23. 11. 27から適用）

記

〒750-0065 下関市伊崎町1-4-24

山口県漁協内 山口県水産加工業連合会事務局宛

083-231-2212

### 5 認定申請製品の搬入

認定申請製品は、認定申請書（鑑）の写しを添付して、平成23年2月1日（火）

12時までに下記に送付する（必着）か、又は、直接持参すること。これまでに到着しないものは審査の対象としない。提出数量：認定申請製品毎に3個

記

〒753-0214 山口市大内御堀1419

山口県農林総合技術センター

083-927-0211

## 6 審査

認定審査は、山口県水産加工業連合会が設置する認定委員会において行う。

## 7 認定申請製品の処理

提出された製品は、原則として、返品しないものとする。

## 8 登録料

認定された製品については、1点あたり10,000円（山口県水産加工業連合会非会員については、20,000円）の登録料を徴収します。

後日指定された方法（認定票送付時に指定）により、山口県水産加工業連合会宛振り込んでください。

## 9 ロゴマークの表示

認定された製品には、所定のロゴマークを表示することができる。（貼付用シールは登録時1,000枚無償配布。その後は、必要に応じ実費で配布を行う。）

## 10 認定申請書の入手方法

「山口海物語」運用マニュアルは以下の場所に置いてありますので、ご請求ください。また、やまぐちの農水産物需要拡大協議会のホームページから出力することもできます。（[http://www.marugoto-ã.net/kakou/s\\_index.html](http://www.marugoto-ã.net/kakou/s_index.html)）

- ・山口県水産加工業連合会（TEL：083-231-2212）
- ・山口県農林水産部流通企画室（TEL：083-933-3556）
- ・市町水産関係部署

### <製品認定までのスケジュール>

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| 1月 4日（火）  | 認定申請受付開始        |
| 1月 24日（月） | 認定申請受付締切（必着）    |
| 2月 1日（火）  | 認定申請製品搬入（午前中必着） |
| 2月 2日（水）  | 認定委員会による審査      |
| 2月下旬      | 第9回認定製品の公表      |
| 3月下旬      | 認定票交付式          |